

○学習院の学生、生徒、児童、園児に対する弔慰金及び見舞金規程（昭和49年1月9日施行）

学習院の学生、生徒、児童、園児に対する弔慰金及び見舞金規程

昭和49年1月9日
施行

改正 昭和60年5月8日

令和2年4月1日

第1条 学習院（以下「本院」という。）が設置する学校の学生、生徒、児童、園児（以下「在學生」という。）が死亡したときは、本院から弔慰金を贈る。

2 在學生が不慮の災害を受けたときは、本院から見舞金を贈る。

第2条 在學生の属する学校の長が前条の事故があったことを認めたときは、文書によって院長に報告するものとする。

第3条 弔慰金の額は、金30,000円（一部を生花に代えることができる。）とする。

2 負傷した場合の見舞金の額は、次のとおりとする。

一 全治10日～20日未満の場合 金10,000円

二 全治20日以上の場合 金20,000円

3 負傷以外の不慮の災害に対しても見舞金を支給することがある。その場合の見舞金の額は、金10,000円とする。

第4条 この規程の改正は、科長会議の議を経て、院長が行う。

附 則

この規程は、昭和49年1月9日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。